

株式分割に関する基準日設定公告

平成25年10月15日

株主各位

東京都大田区東蒲田二丁目30番17号
株式会社テンポスバスターズ
代表取締役社長 平野 忍

当社は平成25年6月7日開催の取締役会において、平成25年11月1日（金曜日）付をもって、当社普通株式1株を300株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成25年10月31日（木曜日）と定めましてので公告いたします。

また、上記株式分割に伴い、当社の発行可能株式総数については、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成25年11月1日（金曜日）付をもって、当社定款第6条を変更し、190,000株から57,000,000株と致しますので、お知らせいたします。

以上

お知らせ及びご注意

- 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、平成25年12月中旬にお届出ご住所にお送りいたします。
- 平成25年11月1日（金曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記載されることとなります。
- 上記株式の分割に併せ、平成25年11月1日（金曜日）付をもって、単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。これにより、平成25年10月29日（火曜日）付をもって、東京証券取引所JASDAQ市場における売買単位は1株から100株に変更となります。
- （1）住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
（2）特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 東京証券代行株式会社

連絡先 〒168-8522

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

東京証券代行株式会社 事務センター

フリーダイヤル 0120-49-7009